

扶養控除を受けられる年収の壁が引き上げられました



＼昨年までは控除対象外だったご家族も／



今年の年末調整では控除を受けられる可能性があります！

● 年収の壁の見直してなに？

一定の年収を超えると税負担が増え、**手取り額が減少する基準**のことを「**年収の壁**」と呼びます。

	令和7年の年収の壁	令和8年からの年収の壁
自分に所得税が課税されない基準	自分の年収 160万円以下	自分の年収 178万円以下
配偶者控除を 満額 で受けられる基準	配偶者の年収 160万円以下	配偶者の年収 169万円以下
扶養控除を受けられる基準	家族（大学生等）の年収 188万円以下 家族（その他）の年収 123万円以下	家族（大学生等）の年収 197万円以下 家族（その他）の年収 136万円以下

配偶者やご家族の給与明細、賞与明細を確認しながら、今年1年間(1月～12月)の総支給額の合計(※)を求めます。現時点では給与等の最終支払が終わっていないので、**11月分・12月分の支給額は前年の明細を参考にして下さい。**
 (※)非課税にあたる交通費や通勤手当などは除いて計算します。

● こんな方は要チェック

✓ 年収が123万円を超えるご家族がいる方

- ① 19歳以上23歳未満のお子様の場合・・・ **ご家族の年収197万円までは控除対象です！**
- ② ①以外の場合・・・・・・・・・・・・・・ **ご家族の年収136万円までは控除対象です！**

✓ 年収が160万円を超える配偶者がいる方

令和7年は配偶者の年収が160万円を超えると控除額が段階的に減少していましたが、**令和8年は配偶者の年収169万円までは満額38万円の控除(※)を受けられます。**
 (※)ご自身の合計所得が900万円以下の場合

● 注意・・・12月1日以後、年内に給与(賞与)の支払がない方へ

年収の壁の見直しは、12月1日以後、年内に給与(賞与)の支払がある方が対象です。
 育休や休職等で12月中の支払がない場合は、改正前の年収の壁にあてはめて各種計算をします。
 改正後の基準で各種控除を受けるには、年末調整後にご自身で「確定申告」を行ってください。

